

社会福祉法人 おひさま福祉会
役員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人おひさま福祉会（以下「福祉会」という。）定款第2条に規定する事業等を遂行するための役員、評議員及び委員会の委員等（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（報酬の額）

役員等の報酬については、勤務実態に即して支給する。
理事長の報酬については、月額120,000円以内とする。

第3条（報酬に支給方法）

報酬は役員等に選任された当月分から支給する。
2 役員等が任期満了、辞職、失職等によりその職を離れた時は、その当月分まで支給する。

第4条（費用弁償）

役員等が、業務のための旅行をしたときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。
2 前項の規定により支給する旅費の額は、役員等で常勤のものに支給する旅費の額に相当する額とする。

第5条（費用弁償の額）

役員等の費用弁償の額は5,000円とする。

第6条（準用規定）

この規程に定めるもののほか、役員等の報酬及び費用弁償の支給日その他の支給の方法等については、常勤の職員の例による。

附 則 この規程は、平成17年3月16日から施行する。

附 則 この規程は、平成17年10月29日から施行する。

附 則 この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年12月 1日に施行し平成29年4月1日から適用する。

附 則 この規程は、平成31年3月18日（評議員会議決後）に施行し平成31年4月1日から施行する。